

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 22 日

関係県・保健所設置市

廃棄物主管部（局）及び自動車リサイクル主管部（局）御中

環境省廃棄物リサイクル対策部

リサイクル推進室

「東日本大震災に係る被災自動車の取扱いに関する Q&A」を別添のとおり取り
まとめましたので、お送りします。

平成 23 年 4 月 22 日

東日本大震災に係る被災自動車の取扱いに関する Q&A

環境省廃棄物リサイクル対策部
リサイクル推進室

Q. 被災自動車（地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車）について、一時保管場所へ移動した後、所有者の意思確認を行うために必要な保管の期間には、具体的な決まりがあるか。

A. 一時保管の期間については特に定めておらず、各自治体における一時保管場所の確保状況や住民の方々が置かれた状況等、現場の事情に応じて柔軟な対応が可能である。